

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果
—第 11 回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

社団法人日本監査役協会は、平成 22 年 7 月 28 日から 8 月 24 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,820 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,677 社（うち上場会社 1,980 社）、回答率 63.2%。

本調査は、当協会が毎年実施しており、①定時株主総会（3 月決算会社の場合、平成 22 年 6 月に開催された定時株主総会）前後の役員構成の変化、②定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査の状況、③監査役（会）の日常監査の状況等について調べるものである。今回は具体的な監査活動実態に関する質問を中心に追加した。

総 括

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

1. 執行部門の体制

- ・取締役の総数は全体で 7.94 人(前回 7.96 人)となり、取締役の総数が 10 人以下の会社は 82.0%と引き続き取締役会のスリム化が進んでいる(問 1-4)。
- ・社外取締役を選任している会社は、0.6 ポイント増加し前回同様約 6 割(59.2%)であった。また上場会社では半数近く(49.5%)が社外取締役を選任しており、より独立した視点から経営の監督を行おうとする姿勢がうかがえる(問 1-4)。
- ・執行役員制度を導入している会社は 54.1%で引き続き増加傾向にある。一方、取締役との兼務者がいる割合が 64.0%となり、実質的に監督と業務執行の分離が進んでいない状況がうかがえる(問 1-6)。

2. 監査役の体制

- ・監査役総数(全体で 3.30 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は約 7 割(68.6%)である(問 1-1)。
- ・社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(23.9%)、「大株主の役職員」(10.3%)、「取引銀行の役職員」(7.2%)、「取引先の役職員」(5.9%)といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 47.3%となり、「会社と無関係な会社の役職員」(13.8%)「公認会計士又は税理士」(13.3%)「弁護士」(14.6%)のような独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 41.7%となっている。特に上場会社では「公認会計士及び税理士」が 17.7%と総会前に比べて 1.0 ポイント増加した(問 1-2)。
- ・監査役スタッフを設置する会社は約半数 47.6%あった。スタッフ総数は 1.96 人(前回調査実施時から 0.08 人増)とやや増加し、専属スタッフも 0.73 人(前回調査実施時から 0.11 人増)であった(問 1-7)。
- ・他部署と兼務している監査役スタッフの兼務先としては、内部監査部門系との兼務が 47.5%と最も多くなっている(問 1-8)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況

- ・「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 2.9%(前回調査から 12.8 ポイント減)、「社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 5.7%(前回調査から 15.9 ポイント減)、上記2つの回答が大幅に減少したのは、今回設問を見直し、選択肢を追加したことが影響していると考えられる。また、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 3.3%といずれも少数にとどまった。(問 2-2)。
- ・選任同意の理由としては「1. 会計・財務に関する知見を有するから」が 46.9%を占め最も多い。会社法により財務及び会計の知見に関する記載が要請されたことが影響したものと思われる。また IFRS 等、会計システムが複雑化していることに対応しうる人材が監査役に選任されていることがうかがえる(問 2-3)。

2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由

- ・任期途中で辞任した監査役がいた会社は 29.1%と約 3 割(前回調査比 4.4 ポイント増)に達した。その主な理由としては「役職定年等、社内の規定によるもの」(21.4%)や「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」(20.2%)が合わせて 41.6%を占めた(問 3-1、問 3-2)。

3. 事業報告作成への監査役に関与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について

- ・約 76%の会社において事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられている(問 4-1)。
- ・事業報告に「財務・会計に関する知見を有する者」について記載した会社は 67.2%(前回調査から 6.6 ポイント増)であった。知見者として記載されたのは非常勤社外監査役(63.1%)が最も多く、「常勤」監査役を記載した会社は約 3 割にとどまった。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等会計に関する有資格者」が 38.0%と最も多かった(問 4-2、4-3)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議

- ・内部統制システムに係る取締役会決議について見直しの決議を行ったのは 26.9%(前回調査から 11.6 ポイント減)であったが、改めて見直し決議を必要とする会社が減少したものと思われる。一方、見直しの決議を行っていない会社についても今回新たに選択肢「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」を追加したがこれが 34.6%となり、前述の減少分が移ったものと思われる(問 5-1)。
- ・見直しの契機については、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体の 55.3%と最も多いものの、「監査役の要請に基づいて見直した」(12.6%)、「監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(32.1%)が合わせて 4 割以上(44.7%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる(問 5-3)。

5. 監査役会監査報告の作成について

- ・監査報告の作成に当たっては「社外監査役を含め、全ての監査役間で調整を行った」会社が多数を占めた(84.0%)(問 6-3)。
- ・監査報告作成のための審議の回数は 1 回が最も多く(52.6%)、法律上「1 回以上」と規定されている(会社法施行規則 130 条 3 項)が、2 回(30.3%)、3 回以上(17.1%)という会社もあった(問 6-2)。

6. 決算短信、有価証券報告書の取締役会付議状況及び監査実施状況

- ・決算短信は 94.5%の会社において、また有価証券報告書は 68.5%の会社において何らかの形で取締役会に付議されている(問 7-2、問 8-2)。
- ・決算短信については 73.4%の会社で、有価証券報告書については 74.4%の会社で監査が実施されている(問 7-3、問 8-3)。

III 監査役(会)の日常監査について

1. 監査役を取締役会での発言について

- ・85.7%の会社が「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答し、監査役を取締役会において積極的に発言している様子がうかがえる(問 10-1)。取締役である監査委員の場合、「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が 96.9%（「第 11 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 13-1)とやや数値は多いものの、監査役もほぼ監査委員と同様に取締役会において発言していると読み取れる。また、発言の視点・観点については「リスク管理の視点」から発言するとした回答が 86.4%と多数を占めた(問 10-2)。その他委員会設置会社との比較では、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では 56.3%であったのに対し、監査役設置会社では 40.5%であった。また「経営判断原則の履行の充分性」は委員会設置会社で 53.1%であったのに対し、監査役設置会社では 60.2%と比率が大きかった（「第 11 回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問 13-2)。
- ・「取締役会の決定に監査役の意見が影響を与えたことがある」会社は 25.9%、上場会社では 29.9%とほぼ 3 割であったが、決定に影響を与えることがなかった場合でも日常のコミュニケーションが充分であるため、決定に影響を与えることがなかった(22.1%)であったり、指摘は真摯に受け止められている会社(31.9%)が合わせて 54.0%と監査役が十分に機能していることがわかる。(問 10-5)。

2. 将来会社において重大な問題に発展するおそれのある個別事象に対する監査役の対応

- ・将来会社において重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」(39.5%)、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」(41.9%)等情報収集に努めるものが多い。
- ・「特に対応しなかった」は少数(5.9%)にとどまり多くの会社で何らかの対応をしている(問 10-6)。

3. 会計監査人との関係(本項では、昨年との比較対象データとして平成 21 年実施「会計監査人の選任議案及び報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート」を用いた。)

- ・会計監査人の報酬額の同意に際しては 94.4%(昨年比 1.0 ポイント増)の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報提供があった(問 11-2)。また、会計監査人から監査役に事前に情報提供があったのは増加傾向にあるものの 61.6%(9.0 ポイント増)にとどまった(問 11-4)。
- ・会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が 12.2%と微増(昨年比 0.2 ポイント増)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 26.7%と微減(昨年比 0.8 ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 27.1%と微増(昨年比 1.5 ポイント増)し、「担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 33.7%と微減(昨年比 1.1 ポイント減)となった。わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く(昨年比 1.1 ポイント減の 33.7%)、会計監査人の報酬に関して、監査役のより積極的な関与が望まれる。

- ・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が15.5%と微増(昨年比1.6ポイント増)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が28.1%と微減(昨年比0.5ポイント減)、「担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が25.6%と微減(昨年比1.1ポイント減)しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の早期化がみられる。しかしながら、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」が最も多く約3割(30.6%)を占めており、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる(問11-5)。
- ・新たに会計監査人を選任する場合、監査役が何らかの形で選任議案の決定プロセスに関与する会社は約2割(19.8%)であった(問11-9)。
- ・会計監査人の再任に際しては、法律上、監査役会に同意は求められていないものの監査役会が口頭または書面により同意している会社は約7割(68.5%)あった(問11-11)。

4. 監査役の監査環境について

- ・監査環境の整備について、ほとんどの会社(93.0%)で執行部門から一定の理解は得られている(問13-2)。
- ・監査役への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が45.3%と最も多い一方「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とは言えない」が40.1%あり、運用面において課題を感じている状況がうかがえる(問13-3)。なお、委員会設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が84.4%を占め、監査役と監査委員会の間で大きな差が生じている(「第11回インターネット・アンケート(委員会設置会社版)」問16)。

調査概要

対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(5,820社)

方 法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成22年7月28日から8月24日(28日間)

回答数 有効回答数 3,677社(回答率63.2%)

会社法上の会社規模別		上場別(上場1,980社、非上場1,697社)		決算期別	
大会社	3,008社	東証一部上場	1,117社	3月決算	2,855社
大会社以外	641社	東証二部上場	241社	12月決算	297社
その他	28社	その他上場	622社	2月決算	159社
		非上場	1,697社	その他	366社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら28社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会（6月総会会社の方は、平成22年6月に開催した定時株主総会）前後の状況についてご回答いただいた。

I 定時株主総会前後の各社の役員等の構成の変化について

問1 役員等の構成

問1-1 監査役数

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
監査役総数(人)	3.28 (3.32)	3.50 (3.52)	2.20 (2.28)	3.72 (3.74)	2.77 (2.81)	3.30 (3.31)	3.51 (3.52)	2.25 (2.27)	3.75 (3.74)	2.77 (2.80)
常勤社内(人)	0.91 (0.91)	0.99 (0.99)	0.56 (0.55)	1.11 (1.11)	0.68 (0.68)	0.92 (0.92)	1.00 (0.99)	0.58 (0.57)	1.12 (1.11)	0.69 (0.69)
常勤社外(人)	0.42 (0.43)	0.43 (0.43)	0.39 (0.46)	0.39 (0.41)	0.45 (0.46)	0.41 (0.42)	0.42 (0.42)	0.39 (0.45)	0.39 (0.39)	0.44 (0.46)
非常勤社内(人)	0.12 (0.12)	0.11 (0.12)	0.11 (0.10)	0.13 (0.12)	0.11 (0.12)	0.11 (0.12)	0.11 (0.12)	0.10 (0.09)	0.12 (0.13)	0.10 (0.11)
非常勤社外(人)	1.83 (1.85)	1.98 (1.99)	1.14 (1.17)	2.09 (2.10)	1.54 (1.54)	1.85 (1.85)	1.99 (1.99)	1.18 (1.16)	2.12 (2.11)	1.53 (1.54)
社外計(人)	2.25 (2.28)	2.40 (2.41)	1.54 (1.63)	2.48 (2.50)	1.99 (2.01)	2.26 (2.27)	2.41 (2.41)	1.58 (1.61)	2.51 (2.50)	1.98 (2.00)
社外構成比(%)	68.6 (69.4)	68.6 (69.0)	69.6 (73.2)	66.7 (67.5)	71.7 (72.3)	68.6 (68.7)	68.5 (68.5)	70.1 (70.9)	66.8 (66.9)	71.5 (71.5)

- ・全体として監査役総数(全体3.30人、大会社3.51人、上場3.75人)及び構成に変化は見られないものの、上場会社では非常勤社外監査役が0.03人増加しており独立性の高い人材を確保することに努めているものと思われる。
- ・社外監査役の構成比は68.6%(前回68.7%、総会前68.6%)であり、前回から大きな変化は見られない。なお、監査役の約7割が社外である。

問 1-2 「社外」監査役の前職又は現職 (カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員 (%)	24.2 (23.3)	23.7 (22.9)	28.8 (27.6)	8.3 (8.6)	47.2 (45.6)	23.9 (23.4)	23.4 (23.1)	28.3 (27.4)	8.0 (8.6)	47.3 (46.0)
2.大株主の役職員 (%)	10.5 (11.4)	11.1 (12.3)	6.6 (5.2)	10.1 (11.5)	11.2 (11.3)	10.3 (11.1)	10.8 (12.0)	6.4 (4.9)	9.7 (11.2)	11.2 (11.0)
3.取引銀行の役職員 (%)	7.4 (7.3)	7.9 (7.8)	3.9 (4.2)	10.1 (10.1)	3.4 (3.2)	7.2 (7.3)	7.8 (7.8)	3.8 (3.9)	9.8 (10.1)	3.4 (3.1)
4.取引先の役職員 (%)	5.9 (5.8)	6.2 (6.0)	4.2 (4.1)	7.1 (7.0)	4.2 (4.0)	5.9 (5.6)	6.1 (5.8)	4.3 (3.7)	6.9 (6.9)	4.3 (3.7)
5.会社と無関係な会社の役職員 (%)	13.9 (13.9)	12.8 (12.3)	22.1 (25.4)	16.2 (15.2)	10.5 (11.9)	13.8 (13.8)	12.7 (12.3)	22.1 (24.6)	16.0 (15.2)	10.6 (11.6)
6.公認会計士又は税理士 (%)	12.6 (13.0)	12.3 (12.7)	15.3 (15.2)	16.7 (16.4)	6.8 (7.8)	13.3 (13.2)	13.1 (12.9)	15.4 (16.0)	17.7 (16.7)	6.9 (8.0)
7.弁護士 (%)	14.4 (14.1)	15.3 (14.9)	8.1 (8.8)	19.6 (19.4)	6.9 (6.1)	14.6 (14.4)	15.5 (15.1)	8.9 (9.4)	20.0 (19.7)	6.8 (6.5)
8.大学教授 (%)	2.0 (1.9)	2.1 (2.0)	1.0 (1.3)	2.8 (2.7)	0.9 (0.8)	2.1 (2.0)	2.2 (2.1)	1.0 (1.4)	2.9 (2.8)	0.9 (0.9)
9.官公庁 (%)	1.5 (1.6)	1.7 (1.8)	0.4 (0.3)	1.9 (2.0)	1.1 (1.1)	1.6 (1.6)	1.7 (1.8)	0.7 (0.3)	1.9 (2.0)	1.0 (1.1)
10.その他 (%)	7.5 (7.5)	6.9 (7.3)	9.7 (7.9)	7.2 (7.2)	7.9 (8.1)	7.3 (7.5)	6.8 (7.1)	9.2 (8.4)	7.1 (7.0)	7.6 (8.1)
合計(人)	8,278 (7,674)	7,227 (6,696)	984 (934)	4,908 (4,613)	3,370 (3,061)	8,319 (7,660)	7,241 (6,689)	1,011 (921)	4,962 (4,612)	3,357 (3,048)

・社外監査役の経歴については、「1.親会社の役職員」(24.2%→23.9%)、「2.大株主の役職員」(10.5%→10.3%)、「3.取引銀行の役職員」(7.4%→7.2%)、「4.取引先の役職員」(前回と同じく 5.9%)が 47.3%となり、と 0.7 ポイント減少した。

・独立性の高い「5.会社と無関係な会社の役職員」(13.8%)「6.公認会計士又は税理士」(13.3%)「7.弁護士」(14.6%)が全体で合わせて 41.7%となっている。

・上場会社においては、「1.親会社の役職員」、「2.大株主の役職員」、「3.取引銀行の役職員」、「4.取引先の役職員」が総会前後で合計 35.6%→34.4%と 1.2 ポイント減少し、「5.会社と無関係な会社の役職員」、「6.公認会計士又は税理士」、「7.弁護士」が合計 52.5%→53.7%と 1.2 ポイント増加した。比較的独立性が高いと考えられるこれらの属性が増加したのは、東証で定める各種上場規程類が影響しているものと思われる。また「6.公認会計士又は税理士」が増加しているのは、財務・会計に関する知見を有する者の記載を求められているからであると推測される。

問 1-3 「社内」 監査役の経歴

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.会長・副会長 (%)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.5 (0.3)	0.1 (0.1)	0.4 (0.4)	0.2 (0.3)	0.2 (0.2)	0.5 (0.5)	0.2 (0.1)	0.4 (0.5)
2.社長 (%)	1.0 (0.5)	1.0 (0.4)	1.2 (0.8)	0.7 (0.2)	1.6 (1.2)	1.1 (0.5)	0.9 (0.4)	2.6 (0.8)	0.7 (0.2)	1.9 (1.1)
3.副社長 (%)	1.7 (1.7)	1.8 (1.9)	0.9 (0.8)	2.1 (2.2)	1.0 (0.9)	1.8 (1.8)	1.9 (1.9)	0.9 (0.8)	2.1 (2.1)	1.1 (1.2)
4.専務・常務 (%)	16.6 (15.9)	17.4 (16.6)	11.9 (11.0)	16.6 (16.9)	16.5 (14.1)	16.2 (15.9)	17.0 (16.7)	11.4 (9.8)	16.3 (16.3)	16.1 (15.0)
5.取締役 (%)	20.2 (19.5)	20.4 (19.6)	20.0 (20.4)	20.2 (19.1)	20.1 (20.4)	20.0 (19.5)	20.2 (19.5)	20.2 (20.9)	20.3 (19.2)	19.5 (20.0)
6.執行役(員) (%)	11.4 (10.4)	12.3 (11.2)	5.1 (5.1)	12.4 (11.4)	9.5 (8.6)	12.5 (11.1)	13.6 (11.7)	4.9 (6.6)	13.3 (12.1)	11.2 (9.2)
7.相談役・顧問・嘱託 (%)	3.5 (3.9)	3.1 (3.4)	7.7 (8.6)	3.2 (3.5)	4.1 (4.7)	3.6 (4.1)	3.0 (3.5)	8.4 (9.3)	3.3 (3.8)	4.1 (4.6)
8.監査関係部長等 (%)	7.7 (8.1)	7.6 (8.2)	9.3 (8.1)	8.2 (8.6)	6.9 (7.4)	8.1 (8.4)	8.1 (8.3)	9.3 (9.3)	8.8 (8.7)	6.9 (7.7)
9.監査関係以外の部長等 (%)	27.7 (27.6)	28.6 (28.7)	22.4 (20.2)	29.9 (29.7)	23.4 (23.7)	26.4 (26.9)	27.4 (28.0)	20.9 (19.3)	28.4 (29.1)	22.8 (22.8)
10.その他 (%)	10.0 (12.0)	7.7 (9.8)	21.0 (24.7)	6.7 (8.3)	16.0 (19.1)	10.0 (11.7)	7.7 (9.8)	21.1 (22.8)	6.7 (8.4)	16.0 (17.9)
合計(人)	3,786 (3,491)	3,302 (3,077)	429 (372)	2,453 (2,269)	1,333 (1,222)	3,811 (3,496)	3,324 (3,079)	431 (378)	2,470 (2,279)	1,341 (1,217)

・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が最も多く 26.4% (大会社 27.4%、上場 28.4%)、次いで「5.取締役」が 20.0% (大会社 20.2%、上場 20.3%)、「4.専務・常務」が 16.2% (大会社 17.0%、上場 16.3%) と続いており、「5.取締役」と「4.専務・常務」を合わせると全体で 36.2%となる。

・「6.執行役(員)」出身者は全体で 12.5%と総会前後で 1.1 ポイント増加している (大会社は 1.3 ポイント増の 13.6%、上場は 0.9 ポイント増の 13.3%) また非上場会社においては総会前後で 1.7 ポイント増加している。

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
取締役総数平均(人)	7.95 (8.06)	8.22 (8.39)	6.27 (6.17)	8.15 (8.33)	7.72 (7.74)	7.94 (7.96)	8.19 (8.26)	6.31 (6.18)	8.12 (8.19)	7.73 (7.67)
10 人以下 (上段:社、下段:%)	3,005 (2,727)	2,398 (2,180)	599 (539)	1,592 (1,456)	1,413 (1,271)	3,015 (2,751)	2,412 (2,205)	597 (539)	1,606 (1,477)	1,409 (1,274)
	81.7 (81.0)	79.7 (78.6)	93.4 (94.2)	80.4 (79.0)	83.3 (83.3)	82.0 (81.7)	80.2 (79.5)	93.1 (94.2)	81.1 (80.2)	83.0 (83.5)
11~15 人 (上段:社、下段:%)	535 (495)	492 (462)	39 (31)	323 (309)	212 (186)	528 (481)	481 (450)	41 (28)	308 (300)	220 (181)
	14.5 (14.7)	16.4 (16.7)	6.1 (5.4)	16.3 (16.8)	12.5 (12.2)	14.4 (14.3)	16.0 (16.2)	6.4 (4.9)	15.6 (16.3)	13.0 (11.9)
16~20 人 (上段:社、下段:%)	96 (110)	91 (105)	1 (2)	50 (64)	46 (46)	93 (100)	87 (93)	2 (3)	52 (53)	41 (47)
	2.6 (3.3)	3.0 (3.8)	0.2 (0.3)	2.5 (3.5)	2.7 (3.0)	2.5 (3.0)	2.9 (3.4)	0.3 (0.5)	2.6 (2.9)	2.4 (3.1)
21 人以上 (上段:社、下段:%)	41 (35)	27 (26)	2 (0)	15 (13)	26 (22)	41 (35)	28 (25)	1 (2)	14 (12)	27 (23)
	1.1 (1.0)	0.9 (0.9)	0.3 (0.0)	0.8 (0.7)	1.5 (1.4)	1.1 (1.0)	0.9 (0.9)	0.2 (0.3)	0.7 (0.7)	1.6 (1.5)
社外選任がある場合の会社の割合 (%)	57.6 (57.3)	57.1 (57.2)	59.1 (57.3)	46.7 (46.3)	70.3 (70.6)	59.2 (58.6)	58.7 (58.7)	60.4 (57.9)	49.5 (48.4)	70.4 (71.0)
社外取締役平均(人)	2.32 (2.38)	2.29 (2.38)	2.08 (2.02)	1.75 (1.82)	2.76 (2.82)	2.31 (2.37)	2.28 (2.37)	2.08 (2.03)	1.74 (1.81)	2.78 (2.83)
合計(社)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)

- 取締役総数は全体で、総会前後で0.01人減の7.94人(大会社8.19人:0.03人減、上場会社8.12人:0.03人減)であった。また10人以下の会社が80%以上と、引き続き取締役会のスリム化が進んでいる。
- 社外取締役を選任している会社は、全体で1.6ポイント増加し約6割(59.2%)を占めている。また上場会社では2.8ポイント増加しほぼ半数(49.5%)となった。
- 社外取締役の人数は総会前後でほとんど変化がなかった(全体:2.32人→2.31人、大会社:2.29人→2.28人、大会社以外:2.08人→2.08人、上場1.75人→1.74人、非上場:2.76人→2.78人)。

問 1-5 「社外」取締役の前職又は現職

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	定時総会前					定時総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員(%)	36.7 (35.9)	36.1 (35.1)	48.9 (49.3)	14.3 (14.6)	47.7 (46.8)	36.8 (35.8)	36.3 (35.0)	48.8 (48.8)	14.4 (14.7)	48.3 (47.0)
2.大株主の役職員(%)	27.6 (29.4)	28.6 (31.0)	25.8 (25.2)	25.3 (27.8)	28.7 (30.3)	27.3 (28.7)	28.2 (30.2)	26.1 (24.4)	24.8 (27.0)	28.6 (29.7)
3.取引銀行の役職員(%)	2.2 (2.3)	2.4 (2.6)	1.1 (1.1)	3.7 (3.9)	1.4 (1.5)	2.2 (2.2)	2.4 (2.4)	1.1 (1.0)	3.9 (3.6)	1.3 (1.4)
4.取引先の役職員(%)	8.1 (8.3)	8.8 (8.5)	6.0 (5.7)	12.0 (11.6)	6.2 (6.7)	7.6 (8.6)	8.3 (8.7)	5.5 (6.4)	10.9 (11.9)	6.0 (6.9)
5.会社と無関係な会社の役職員 (%)	10.4 (10.0)	11.0 (10.6)	8.4 (8.4)	22.7 (21.9)	4.3 (3.9)	10.6 (10.5)	11.3 (11.2)	8.2 (8.6)	22.7 (22.8)	4.3 (4.0)
6.公認会計士又は税理士(%)	1.2 (1.2)	1.1 (1.2)	1.4 (1.1)	2.5 (2.5)	0.5 (0.5)	1.3 (1.2)	1.2 (1.2)	1.6 (1.3)	2.8 (2.5)	0.5 (0.5)
7.弁護士(%)	2.7 (2.4)	2.9 (2.6)	1.3 (1.1)	5.9 (5.1)	1.1 (1.0)	2.7 (2.5)	2.9 (2.7)	1.4 (1.3)	5.9 (5.4)	1.1 (1.0)
8.大学教授(%)	2.8 (2.6)	2.8 (2.6)	0.9 (1.7)	5.9 (5.5)	1.3 (1.2)	3.2 (2.7)	3.2 (2.7)	1.1 (1.6)	6.9 (5.7)	1.3 (1.1)
9.官公庁(%)	1.4 (1.2)	1.5 (1.2)	0.3 (0.0)	1.9 (1.3)	1.2 (1.1)	1.5 (1.2)	1.5 (1.2)	0.2 (0.0)	2.1 (1.2)	1.2 (1.2)
10.その他(%)	7.0 (6.6)	4.8 (4.6)	6.0 (6.5)	5.9 (5.7)	7.6 (7.1)	6.8 (6.5)	4.7 (4.6)	6.0 (6.4)	5.7 (5.2)	7.4 (7.1)
合計(人)	4,912 (4,593)	3,928 (3,770)	787 (663)	1,619 (1,554)	3,293 (3,039)	5,028 (4,679)	4,024 (3,848)	804 (672)	1,705 (1,617)	3,323 (3,062)

- ・社外取締役の経歴については、全体では「1.親会社の役職員」(36.8%)と「2.大株主の役職員」(27.3%)が合わせて64.1%であり、前回から若干減少(0.4%)しているものの依然として多数を占めている。
- ・上場会社の場合、「1.親会社の役職員」(14.4%)と「2.大株主の役職員」(24.8%)が合わせて約4割(39.2%)となっている。また、「5.会社と無関係な会社の役職員」が他の会社形態に比べて多い(22.7%)。
- ・社外監査役の場合、前職又は現職で「6.公認会計士又は税理士」や「7.弁護士」が多く、両者合わせて全体で27.9%であるが(問1-2参照)、社外取締役では両者合わせて全体で4.0%にとどまっている。

問 1-6 執行役員数

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行役員制採用会社の割合 (%)	52.5 (51.6)	56.8 (55.8)	31.8 (31.5)	62.3 (61.5)	41.0 (39.7)	54.1 (53.6)	58.5 (58.0)	32.9 (32.2)	63.8 (63.5)	42.8 (41.7)
執行役員平均(人)	10.89 (10.90)	11.50 (11.52)	5.97 (5.82)	11.86 (11.97)	9.16 (8.91)	10.81 (10.73)	11.42 (11.33)	5.92 (5.69)	11.86 (11.81)	8.99 (8.74)
執行役員制採用会社のうち、取締 役との兼務者がいる割合(%)	63.6 (60.1)	65.2 (61.5)	51.0 (48.3)	63.8 (60.6)	63.4 (59.2)	64.0 (60.4)	65.6 (62.2)	51.2 (45.7)	65.2 (62.0)	61.9 (57.5)
執行役員平均(人)	13.45 (13.91)	13.96 (14.44)	7.92 (8.37)	14.54 (15.13)	11.49 (11.58)	13.43 (13.64)	13.94 (14.12)	8.04 (8.32)	14.51 (14.79)	11.45 (11.40)
兼務者の平均(人)	5.13 (5.20)	5.25 (5.34)	3.77 (3.74)	5.56 (5.74)	4.36 (4.19)	5.09 (5.20)	5.21 (5.30)	3.81 (3.88)	5.50 (5.67)	4.36 (4.27)
合計(社)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)

- ・執行役員制度を採用している会社の割合は全体の 54.1% (1.6 ポイント増)、上場会社では 63.8% (1.5 ポイント増) となり、その平均人数は約 11 人であった。
- ・取締役との兼務者がいる割合は、全体で 64.0% (総会前 63.6%)、大会社では 65.6% (総会前 65.2%) と、また、上場会社では 65.2% (総会前 63.8%) と総会前後では増加傾向にある。兼務者の平均人数は約 5 人 (5.09 人) で、執行役員平均人数のうち約 4 割を占めている。

問 1-7 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）数

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	1,719 (1,610)	1,526 (1,453)	168 (141)	1,005 (972)	714 (638)	1,752 (1,634)	1,550 (1,470)	177 (147)	1,026 (981)	726 (653)
	46.8 (47.8)	50.7 (52.4)	26.2 (24.7)	50.8 (52.8)	42.1 (41.8)	47.6 (48.5)	51.5 (53.0)	27.6 (25.7)	51.8 (53.3)	42.8 (42.8)
	1.96 (1.87)	1.99 (1.91)	1.59 (1.48)	1.96 (2.02)	1.95 (1.64)	1.96 (1.88)	1.99 (1.88)	1.63 (1.52)	1.96 (2.03)	1.95 (1.66)
	0.74 (0.61)	0.79 (0.65)	0.19 (0.13)	0.78 (0.78)	0.68 (0.35)	0.73 (0.62)	0.78 (0.66)	0.21 (0.14)	0.78 (0.79)	0.66 (0.37)
兼務スタッフ平均(人)	1.22 (1.26)	1.20 (1.26)	1.40 (1.34)	1.19 (1.24)	1.27 (1.29)	1.23 (1.26)	1.21 (1.26)	1.42 (1.37)	1.18 (1.24)	1.29 (1.29)
専属スタッフがいる会社数 (上段:社、下段:%)	553 (476)	518 (451)	19 (14)	389 (345)	174 (131)	560 (489)	524 (462)	20 (15)	389 (353)	171 (136)
	15.0 (—)	17.2 (—)	3.0 (—)	19.6 (—)	10.3 (—)	15.2 (—)	17.4 (—)	3.1 (—)	19.6 (—)	10.1 (—)
	2.29 (2.06)	2.31 (2.09)	1.68 (1.36)	2.06 (2.19)	2.79 (1.72)	2.28 (2.07)	2.30 (2.10)	1.85 (1.40)	2.05 (2.18)	2.81 (1.76)
合計(社)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)

- ・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 47.6%であった。なお大会社では 51.5%、上場では 51.8%と過半数となった。
- ・監査役スタッフの人数の内訳は、全体で 1.96 人であった。また大会社では 1.99 人（専属 0.78 人、兼務 1.21 人）、上場会社では 1.96 人（専属 0.78 人、兼務 1.18 人）であった。監査役の責任が大きくなる中、監査実務を補助するスタッフが約 2 名では実効性に影響がないか懸念される。
- ・一方、大会社以外の会社ではスタッフの設置率が 27.6%であり、会社形態によってスタッフの設置が難しい状況がうかがえる。

問 1-8 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）の兼務部署（問 1-7 で「2. 他部署との兼務スタッフ」に「1」以上を入力した会社のみ回答）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.総務系(%)	25.3	24.4	31.1	20.9	30.9	24.8	24.1	29.8	20.9	30.0
2.法務系(%)	7.3	8.0	1.7	8.0	6.5	7.7	8.1	4.0	7.9	7.4
3.経理・財務系(%)	9.4	8.7	14.5	5.8	14.1	9.4	8.8	13.9	5.8	14.1
4.経営企画系(%)	5.8	5.3	9.4	4.6	7.4	5.8	5.3	8.7	4.4	7.5
5.内部監査部門系(%)	48.0	49.3	40.0	56.4	37.0	47.5	48.9	38.9	56.5	35.8
6.その他(%)	4.2	4.2	3.4	4.4	4.0	4.8	4.8	4.8	4.4	5.3
合計(人)	2,099	1,836	235	1,194	905	2,153	1,872	252	1,215	938

- ・「5.内部監査部門系」との兼務が 47.5%と最も多く、次いで「1.総務系」が 24.8%となっている。
- ・大会社以外の会社および非上場会社では、「3.経理・財務系」との兼務者がそれぞれ 14%程度(大会社以外：13.9%、非上場：14.1%)を占めており、大会社 8.8%、上場会社 5.8%と比べて多くなっている。これは、内部監査部門等のスタッフ設置率が大会社以外の会社で 68.0%、非上場会社で 71.7%と、他の会社形態に比べて低くなっている(大会社 87.5%、上場会社 94.6%)ことがひとつの理由と考えられる(問 1-9 参照)。

問 1-9 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	定時総会前(1年前)					定時総会后(現在)				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが 「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	3,051 (2,887)	2,612 (2,471)	417 (397)	1,864 (1,761)	1,187 (1,126)	3,089 (2,945)	2,631 (2,509)	436 (415)	1,873 (1,776)	1,216 (1,169)
	83.0 (85.7)	86.8 (89.1)	65.1 (69.4)	94.1 (95.6)	69.9 (73.8)	84.0 (87.5)	87.5 (90.5)	68.0 (72.6)	94.6 (96.4)	71.7 (76.7)
スタッフ総数平均(人)	5.61 (5.71)	6.09 (6.21)	2.26 (2.20)	6.15 (6.30)	4.75 (4.78)	5.66 (5.87)	6.15 (6.41)	2.31 (2.26)	6.21 (6.53)	4.80 (4.86)
専属スタッフ平均(人)	4.75 (4.65)	5.23 (5.13)	1.36 (1.27)	5.38 (5.20)	3.76 (3.79)	4.78 (4.79)	5.29 (5.31)	1.37 (1.30)	5.45 (5.43)	3.75 (3.82)
兼務スタッフ平均(人)	0.86 (1.06)	0.85 (1.09)	0.89 (0.93)	0.77 (1.10)	1.00 (1.00)	0.87 (1.08)	0.86 (1.10)	0.94 (0.96)	0.76 (1.10)	1.05 (1.04)
専属スタッフがいる会社数 (上段:社、下段:%)	2,576 (2,395)	2,268 (2,112)	290 (268)	1,692 (1,588)	884 (807)	2,605 (2,447)	2,289 (2,149)	299 (280)	1,700 (1,606)	905 (841)
	70.1 (—)	75.4 (—)	45.2 (—)	85.5 (—)	52.1 (—)	70.8 (—)	76.1 (—)	46.6 (—)	85.9 (—)	53.3 (—)
専属スタッフ平均(人)	5.62 (5.60)	6.03 (6.00)	1.96 (1.88)	5.92 (5.76)	5.04 (5.28)	5.67 (5.77)	6.08 (6.20)	2.00 (1.93)	6.00 (6.00)	5.05 (5.31)
合計(社)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)	3,677 (3,367)	3,008 (2,773)	641 (572)	1,980 (1,842)	1,697 (1,525)

- ・内部監査部門等のスタッフがいる会社の割合は全体で84.0%であり、平均人数は5.66人(専属4.78人、兼務0.87人)であった。
- ・大会社以外の会社では内部監査部門等のスタッフ設置率が68.0%と他の会社形態に比べて低くなっており、監査役スタッフと同様に会社の形態によって設置が難しい状況がうかがえる。(問1-7参照)

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権（会社法343条）の行使状況

問2-1 監査役選任議案の有無

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	1,815 (1,656)	49.4 (49.2)	1,499 (1,433)	49.8 (51.7)	304 (212)	47.4 (37.1)	979 (933)	49.4 (50.7)	836 (723)	49.3 (47.4)
2. なかった	1,862 (1,711)	50.6 (50.8)	1,509 (1,340)	50.2 (48.3)	337 (360)	52.6 (62.9)	1,001 (909)	50.6 (49.3)	861 (802)	50.7 (52.6)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

問2-2 監査役選任議案の決定プロセス（複数回答可）

（問2-1で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した	52 (260)	2.9 (15.7)	38 (234)	2.5 (16.3)	12 (21)	3.9 (9.9)	25 (150)	2.6 (16.1)	27 (110)	3.2 (15.2)
2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した	103 (358)	5.7 (21.6)	80 (306)	5.3 (21.4)	21 (45)	6.9 (21.2)	69 (214)	7.0 (22.9)	34 (144)	4.1 (19.9)
3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	59 (—)	3.3 (—)	46 (—)	3.1 (—)	13 (—)	4.3 (—)	36 (—)	3.7 (—)	23 (—)	2.8 (—)
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した	1,608 (—)	88.6 (—)	1,357 (—)	90.5 (—)	241 (—)	79.3 (—)	886 (—)	90.5 (—)	722 (—)	86.4 (—)
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	57 (—)	3.1 (—)	33 (—)	2.2 (—)	24 (—)	7.9 (—)	1 (—)	0.1 (—)	56 (—)	6.7 (—)
回答社数	1,815		1,499		304		979		836	

- ・「1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は2.9%（前回調査から12.8ポイント減）、「2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は5.7%（前回調査から15.9ポイント減）、「3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は3.3%といずれも少数にとどまった。
- ・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で88.6%と最も多くなっている。
- ・前回調査時は選択肢「1」、「2」に加え「3. 提案はしなかった」という三択構成であり、「3. 提案はしなかった」が67.4%を占めていた。今回、その多くが「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」を選択した可能性が考えられる。

問 2-3 監査役選任議案への同意の理由（問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答）
（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計・財務に関する知見を有するから	851	46.9	710	47.4	134	44.1	484	49.4	367	43.9
2. 法務部門出身者だから	110	6.1	96	6.4	12	3.9	64	6.5	46	5.5
3. 弁護士や公認会計士など法律や会計の 専門家であるから	356	19.6	303	20.2	52	17.1	278	28.4	78	9.3
4. 東証から導入を要請されている「独立役員」 に該当するから	257	14.2	238	15.9	19	6.3	242	24.7	15	1.8
5. 親会社や大株主の役職員だから	640	35.3	523	34.9	113	37.2	201	20.5	439	52.5
6. 取引先の役職員だから	105	5.8	94	6.3	9	3.0	68	6.9	37	4.4
7. 当該議案が株主提案であったため該当 せず	59	3.3	34	2.3	24	7.9	1	0.1	58	6.9
回答数合計 (回答社数)	2,378 (1,815)		1,998 (1,499)		363 (304)		1,338 (979)		1,040 (836)	

- ・「1. 会計・財務に関する知見を有するから」が全体で 46.9%、また全ての会社形態において 4 割を超えている。会社法施行規則により記載が要請されていることや、IFRS などの複雑化する会計システムに対応するため、財務・会計の知識を有する人材が監査役に選任される傾向があることがうかがえる。
- ・次に多いのは「5. 親会社や大株主の役職員だから」であり、全体で 35.3%ある。特に非上場会社では 52.5%と過半数を占めている。
- ・上場会社では「4. 東証から導入を要請されている「独立役員」に該当するから」が 24.7%と約 4 分の 1 を占めており、全体の 14.2%と比べ多くなっている。これは、上場会社には、東証が規定する独立役員を選任することが要請されているためと考えられる。

問 3 監査役の辞任についての意見の陳述等

問 3-1 直近に終了した定時総会までの 1 年間における任期途中での辞任監査役の有無

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 辞任した監査役がいた 会社	1,069 (832)	29.1 (24.7)	919 (707)	30.6 (25.5)	148 (123)	23.1 (21.5)	500 (375)	25.3 (20.4)	569 (457)	33.5 (30.0)
2. 辞任した監査役がいな かった会社	2,608 (2535)	70.9 (75.3)	2,089 (2066)	69.4 (74.5)	493 (449)	76.9 (78.5)	1,480 (1467)	74.7 (79.6)	1,128 (1068)	66.5 (70.0)
回答社数	3,677 (3367)		3,008 (2773)		641 (572)		1,980 (1842)		1,697 (1525)	

- ・「1. 辞任した監査役がいた会社」は全体で 29.1%あり、約 3 割に達している。また前回調査と比較して 4.4 ポイント増えている。

問 3-2 辞任の理由 (問 3-1 で「1. いた」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 役職定年等、社内規定によるもの	229	21.4	208	22.6	21	14.2	97	19.4	132	23.2
2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	216	20.2	178	19.4	38	25.7	63	12.6	153	26.9
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	28	2.6	22	2.4	5	3.4	2	0.4	26	4.6
4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの	86	8.0	75	8.2	11	7.4	61	12.2	25	4.4
5. その他一身上の都合によるもの	510	47.7	436	47.4	73	49.3	277	55.4	233	40.9
回答社数	1,069		919		148		500		569	

・「5.その他一身上の都合によるもの」が 47.7%と最も多い。次いで「1.役職定年等、社内規定によるもの」が 21.4%となっている。

・大会社以外の会社及び非上場会社では「2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」がそれぞれ 25.7%、26.9%と「5.その他一身上の都合によるもの」を除けば最も多くなっている。

問 3-3 辞任の理由の開示 (問 3-1 で「1. いた」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 辞任の理由を事業報告に記載した (会社法施行規則第 121 条第 6 号ハ)	90 (67)	8.4 (8.1)	76 (50)	8.3 (7.1)	14 (17)	9.5 (13.8)	42 (31)	8.4 (8.3)	48 (36)	8.4 (7.9)
2. 辞任の理由を株主総会で述べた (会社法第 345 条第 2 項・4 項)	141 (95)	13.2 (11.4)	107 (68)	11.6 (9.6)	32 (27)	21.6 (22.0)	31 (20)	6.2 (5.3)	110 (75)	19.3 (16.4)
3. 上記 1、2 とも行った	51 (35)	4.8 (4.2)	41 (28)	4.5 (4.0)	10 (6)	6.8 (4.9)	24 (15)	4.8 (4.0)	27 (20)	4.7 (4.4)
4. 上記 1、2 とも行わなかった	787 (635)	73.6 (76.3)	695 (561)	75.6 (79.3)	92 (73)	62.2 (59.3)	403 (309)	80.6 (82.4)	384 (326)	67.5 (71.3)
回答社数	1,069 (832)		919 (707)		148 (123)		500 (375)		569 (457)	

・「1.辞任の理由を事業報告に記載した」、「2.辞任の理由を株主総会で述べた」共に行わなかった会社の比率が 73.6%であり、前回と同様に多数を占めている。

問 4 事業報告

問 4-1 事業報告作成時の監査役と執行部門との協議

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った	371	10.1	297	9.9	67	10.5	204	10.3	167	9.8
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた	2,425	66.0	2,030	67.5	384	59.9	1,344	67.9	1,081	63.7
3. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場は設けなかった	778	21.2	598	19.9	172	26.8	383	19.3	395	23.3
4. その他	103	2.8	83	2.8	18	2.8	49	2.5	54	3.2
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

- ・「2.事業報告の内容がほぼ確定した段階で監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた」が全体で66.0%と最も多くなっている。
- ・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」は全体で10.1%にとどまったものの監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社は76.1%(大会社:77.4%、上場会社:78.2%)であった。

問 4-2 財務・会計に関する知見の有無の記載（公開会社のみ回答）

(カッコ内は平成21年10月実施の第10回インターネット・アンケート結果)

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
記載あり (上段:社、下段:%)	1,446 (1,213)	67.2 (60.6)	1,365 (1,146)	67.7 (61.1)	81 (67)	59.6 (54.0)	1,358 (1,133)	68.7 (61.7)	88 (80)	50.3 (48.8)
1名	806 (679)	37.4 (33.9)	755 (631)	37.4 (33.6)	51 (48)	37.5 (38.7)	755 (634)	38.2 (34.5)	51 (45)	29.1 (27.4)
2名	408 (353)	19.0 (17.6)	391 (338)	19.4 (18.0)	17 (15)	12.5 (12.1)	389 (333)	19.7 (18.1)	19 (20)	10.9 (12.2)
3名以上	232 (181)	10.8 (9.0)	219 (177)	10.9 (9.4)	13 (4)	9.6 (3.2)	214 (166)	10.8 (9.0)	18 (15)	10.3 (9.1)
記載なし (上段:社、下段:%)	707 (788)	32.8 (39.4)	652 (731)	32.3 (38.9)	55 (57)	40.4 (46.0)	620 (704)	31.3 (38.3)	87 (84)	49.7 (51.2)
回答社数	2,153 (2,001)		2,017 (1,877)		136 (124)		1,978 (1,837)		175 (164)	

- ・記載をした会社が公開会社では67.2%(6.6ポイント増)、上場会社では68.7%(7.0ポイント増)であった。
- ・記載者は1名が最も多く、37.4%であった。

◎財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 常勤社内監査役(人)	511	21.5	500	22.2	11	8.7	480	21.6	31	20.4
2. 常勤社外監査役(人)	298	12.5	273	12.1	25	19.7	278	12.5	20	13.2
3. 非常勤社内監査役(人)	69	2.9	67	3.0	2	1.6	64	2.9	5	3.3
4. 非常勤社外監査役(人)	1,501	63.1	1,412	62.7	89	70.1	1,405	63.1	96	63.2
回答数(人)	2,379		2,252		127		2,227		152	

・公開会社全体では「4.非常勤社外監査役」が63.1%と多数を占めている。

・「1.常勤社内監査役」と「2. 常勤社外監査役」を合わせた常勤者における記載は、34.0%にとどまっている。

◎常勤監査役についての財務・会計に関する知見の記載の有無

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
常勤監査役について記載あり(社)	697	32.4	663	32.9	34	25.0	654	33.1	43	24.6
常勤社内・常勤社外ともに記載あり(社)	48	2.2	47	2.3	1	0.7	44	2.2	4	2.3
常勤社内のみ記載あり(社)	420	19.5	411	20.4	9	6.6	396	18.2	24	13.7
常勤社外のみ記載あり(社)	229	10.6	205	10.2	24	17.6	214	10.8	15	8.6
常勤監査役について記載なし(社)	1,456	67.6	1,354	67.1	102	75.0	1,324	66.9	132	75.4
回答数(社)	2,153		2,017		136		1,978		175	

・常勤監査役について記載している会社は、32.4%と約3割にとどまった。

問 4-3 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の経歴 (問 4-2 でいずれかに「1」以上を入力した会社のみ回答)

	全体 (公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. CFO 等、財務部門管掌の経験を有する(人)	299	12.6	285	12.7	14	11.0	268	12.0	31	20.4
2. 経理又は財務部門で相応の実務経験を有する(人)	623	26.2	604	26.8	19	15.0	577	25.9	46	30.3
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)	904	38.0	844	37.5	60	47.2	870	39.1	34	22.4
4. 金融機関出身者で相応の経験を有する(人)	347	14.6	325	14.4	22	17.3	322	14.5	25	16.4
5. その他	206	8.7	194	8.6	12	9.4	190	8.5	16	10.5
回答数(人)	2,379		2,252		127		2,227		152	

・「3.公認会計士・税理士など会計の有資格者である(人)」が全体で 38.0%あり、専門的有資格者が多数を占めた。
次いで「2.経理又は財務部門で相応の実務経験を有する(人)」が 26.2%であった。

問 5 内部統制システムに係る取締役会決議 (大会社のみ回答)

問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 見直しの決議を行った	810 (1,067)	26.9 (38.5)	532 (774)	28.3 (44.4)	278 (293)	24.6 (28.5)
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	1,042	34.6	662	35.2	380	33.7
3. 見直しの決議を行っていない	1,156 (1,706)	38.4 (61.5)	685 (970)	36.5 (55.6)	471 (736)	41.7 (71.5)
回答社数	3,008 (2,773)		1,879 (1,744)		1,129 (1,029)	

・「1.見直しの決議を行った」は約 27%(26.9%)あるが、前回調査と比較して 11.6 ポイントと大きく減少した。今回、選択肢「2.見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が追加されたためと思われる。
・「3.見直しの決議を行っていない」は 23.1 ポイント減と大幅に減少したが、全体の比率では依然として多く、約 4 割(38.4%)を占めている。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目（複数回答可）

（問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 362 条 4 項 6 号)	294 (384)	36.3 (36.0)	192 (267)	36.1 (34.5)	102 (117)	36.7 (39.9)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)	153 (211)	18.8 (19.8)	90 (139)	16.9 (18.0)	63 (72)	22.6 (24.6)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)	274 (358)	33.8 (33.6)	174 (252)	32.7 (32.6)	100 (106)	36.0 (36.2)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)	224 (235)	27.6 (22.0)	139 (153)	26.1 (19.8)	85 (82)	30.5 (28.0)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)	180 (230)	22.2 (21.6)	106 (152)	19.9 (19.6)	74 (78)	26.6 (26.6)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)	237 (301)	29.2 (28.2)	157 (210)	29.5 (27.1)	80 (91)	28.7 (31.1)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)	101 (127)	12.4 (11.9)	61 (83)	11.4 (10.7)	40 (44)	14.3 (15.0)
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)	76 (97)	9.4 (9.1)	46 (59)	8.6 (7.6)	30 (38)	10.8 (13.0)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)	132 (157)	16.3 (14.7)	79 (99)	14.8 (12.8)	53 (58)	19.0 (19.8)
10. 上記7～9 のほか、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)	124 (142)	15.3 (13.3)	69 (91)	12.9 (11.8)	55 (51)	19.8 (17.4)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	152 (362)	18.7 (33.9)	116 (300)	21.8 (38.8)	36 (62)	13.0 (21.2)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	219 (440)	27.0 (41.2)	157 (359)	29.5 (46.4)	62 (81)	22.3 (27.6)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	64 (91)	7.9 (8.5)	44 (61)	8.2 (7.9)	20 (30)	7.2 (10.2)
14. その他	125 (123)	15.4 (11.5)	76 (71)	14.2 (9.2)	49 (52)	17.6 (17.7)
回答社数	810 (1,067)		532 (774)		278 (293)	

- ・「11. 財務報告の適正性を確保するための体制」が前回調査より全体で 18.7% (15.2 ポイント減)、「12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」も全体で 27.0% (14.2 ポイント減)と、大幅に減少している。制度への対応が落ち着いたためと思われる。
- ・「4.取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)」が前回調査より全体で 27.6% (5.6 ポイント増)と大幅に増加した。
- ・選択肢「7」～「10」の監査役監査の実効性確保に関するものがそれぞれ「7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)」(12.4%)、「8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)」(9.4%)、「9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)」(16.3%)、「10. 上記7～9 のほか、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制(会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)」(15.3%)で、合計が 53.4%となり前回調査実施時(合計 49.0%)から 4.4%増加した。

問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機（問 5-1 で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役の要請に基づいて見直した	102	12.6	53	10.0	49	17.6
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	448	55.3	312	58.6	136	48.9
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	260	32.1	167	31.4	93	33.5
回答社数	810		532		278	

・「2.執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 55.3%と最も多いものの、「1.監査役の要請に基づいて見直した」(12.6%)、「3.監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」(32.1%)が合わせて 4 割以上(44.7%)あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査役が一定の関与をしていることがうかがえる。

問 6 監査報告の作成

問 6-1 「監査役会」設置会社

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「監査役会」設置会社である	3,004 (2,774)	81.7 (82.4)	2,794 (2,589)	92.9 (93.4)	196 (174)	30.6 (30.4)	1,967 (1,812)	99.3 (98.4)	1,037 (962)	61.1 (63.1)
2. 「監査役会」設置会社ではない	673 (593)	18.3 (17.6)	214 (184)	7.1 (6.6)	445 (398)	69.4 (69.6)	13 (30)	0.7 (1.6)	660 (563)	38.9 (36.9)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

問 6-2 監査役会における監査役会監査報告作成の審議（監査役会設置会社のみ回答）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1回	1,577	52.6	1,475	52.8	96	49.7	968	49.3	609	58.8
2. 2回	907	30.3	843	30.2	60	31.1	654	33.3	253	24.4
3. 3回以上	514	17.1	473	16.9	37	19.2	341	17.4	173	16.7
回答社数	2,998		2,791		193		1,963		1,035	

・約半数(52.6%)の会社が監査役監査報告の作成の審議回数は「1回」である。

・3割(30.3%)の会社で2回の審議を経ており、2割弱(17.1%)の会社では審議を3回以上行っている。

問 6-3 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整（監査役会設置会社のみ回答）
（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 常勤監査役のみで調整を行った	331	11.0	317	11.3	11	5.6	215	10.9	116	11.2
2. 社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った	2,523	84.0	2,340	83.8	172	87.8	1,681	85.5	842	81.2
3. 事前の調整は行っていない	197	6.6	186	6.7	11	5.6	108	5.5	89	8.6
4. その他	14	0.5	11	0.4	2	1.0	8	0.4	6	0.6
回答社数	3,004		2,794		196		1,967		1,037	

・「2.社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が最も多く(84.0%)、会社形態にかかわらず、全ての監査役の間で調整を行っていることがわかる。

問 6-4 監査役の個別意見付記の有無（監査役会設置会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	123 (29)	4.1 (1.0)	113 (25)	4.0 (1.0)	10 (4)	5.1 (2.3)	66 (16)	3.4 (0.9)	57 (13)	5.5 (1.4)
2. なかった	2,881 (2,745)	95.9 (99.0)	2,681 (2,564)	96.0 (99.0)	186 (170)	94.9 (97.7)	1,901 (1,796)	96.6 (99.1)	980 (949)	94.5 (98.6)
回答社数	3,004 (2,774)		2,794 (2,589)		196 (174)		1,967 (1,812)		1,037 (962)	

・個別意見の付記があった会社は全体で 4.1%と少ないものの、ほとんど見られなかった(1.0%)前回調査と比較して、94 社増えて 123 社となった。

問 6-5 特定監査役の選定（監査役会設置会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 選定した	1,473 (1,332)	49.0 (48.0)	1,391 (1,265)	49.8 (48.9)	71 (56)	36.2 (32.2)	1,015 (916)	51.6 (50.6)	458 (416)	44.2 (43.2)
2. 選定しなかった	1,531 (1,442)	51.0 (52.0)	1,403 (1,324)	50.2 (51.1)	125 (118)	63.8 (67.8)	952 (896)	48.4 (49.4)	579 (546)	55.8 (56.8)
回答社数	3,004 (2,774)		2,794 (2,589)		196 (174)		1,967 (1,812)		1,037 (962)	

・前回から大きな変化はないが、「1.選定した」会社が 49.0%と微増(1.0 ポイント)した。

問 7 決算短信

問 7-1 決算短信作成の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 作成会社である	2,037 (1,901)	55.4 (56.5)	1,921 (1,789)	63.9 (64.5)	115 (112)	17.9 (19.6)	1,979 (1,838)	99.9 (99.8)	58 (63)	3.4 (4.1)
2. 作成会社ではない	1,640 (1,466)	44.6 (43.5)	1,087 (984)	36.1 (35.5)	526 (460)	82.1 (80.4)	1 (4)	0.1 (0.2)	1,639 (1,462)	96.6 (95.9)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

問 7-2 決算短信の取締役会付議状況（決算短信作成会社のみ回答）

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議されている	1,672 (1,593)	82.1 (83.8)	1,577 (1,495)	82.1 (83.6)	94 (98)	81.7 (87.5)	1,631 (1,554)	82.4 (84.5)	41 (39)	70.7 (61.9)
2. 報告事項として付議されている	252 (224)	12.4 (11.8)	237 (217)	12.3 (12.1)	15 (7)	13.0 (6.3)	243 (209)	12.3 (11.4)	9 (15)	15.5 (23.8)
3. 付議されていない	113 (84)	5.5 (4.4)	107 (77)	5.6 (4.3)	6 (7)	5.2 (6.3)	105 (75)	5.3 (4.1)	8 (9)	13.8 (14.3)
回答社数	2,037 (1,901)		1,921 (1,789)		115 (112)		1,979 (1,838)		58 (63)	

・全体として前回調査から大きな変化は見られないが、「1.決議事項として付議されている」(82.1%)と「2.報告事項として付議されている」(12.4%)を合わせた約 95% (94.5%) の会社において、何らかの形で取締役会に付議されている。

問 7-3 監査役の決算短信の監査（決算短信作成会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査している	1,496 (1,329)	73.4 (69.9)	1,403 (1,240)	73.0 (69.3)	92 (89)	80.0 (79.5)	1,461 (1,291)	73.8 (70.2)	35 (38)	60.3 (60.3)
2. 監査していない	541 (572)	26.6 (30.1)	518 (549)	27.0 (30.7)	23 (23)	20.0 (20.5)	518 (547)	26.2 (29.8)	23 (25)	39.7 (39.7)
回答社数	2,037 (1,901)		1,921 (1,789)		115 (112)		1,979 (1,838)		58 (63)	

・決算短信を監査している会社の割合が全体で 73.4% (3.5 ポイント増) と 7 割を超えた。

・大会社では 73.0% (3.7 ポイント増)、上場会社では 73.8% (3.6 ポイント増) の会社で決算短信の監査を実施している。

問 7-4 決算短信の監査内容（問 7-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答）（複数回答可）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	450 (450)	30.1 (33.9)	419 (413)	29.9 (33.3)	31 (37)	33.7 (41.6)	440 (442)	30.1 (34.2)	10 (8)	28.6 (21.1)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	1,150 (1,017)	76.9 (76.5)	1,079 (950)	76.9 (76.6)	70 (67)	76.1 (75.3)	1,128 (992)	77.2 (76.8)	22 (25)	62.9 (65.8)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	846 (765)	56.6 (57.6)	792 (709)	56.5 (57.2)	53 (56)	57.6 (62.9)	822 (744)	56.3 (57.6)	24 (21)	68.6 (55.3)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	921 (783)	61.6 (58.9)	875 (742)	62.4 (59.8)	45 (41)	48.9 (46.1)	909 (771)	62.2 (59.7)	12 (12)	34.3 (31.6)
回答社数	1,496 (1,329)		1,403 (1,240)		92 (89)		1,461 (1,291)		35 (38)	

・全体では前回と同様、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 76.9% と最も多い。

問 8 有価証券報告書

問 8-1 有価証券報告書作成の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 作成会社である	2,111 (1,978)	57.4 (58.7)	1,989 (1,850)	66.1 (66.7)	121 (128)	18.9 (22.4)	1,973 (1,835)	99.6 (99.6)	138 (143)	8.1 (9.4)
2. 作成会社ではない	1,566 (1,389)	42.6 (41.3)	1,019 (923)	33.9 (33.3)	520 (444)	81.1 (77.6)	7 (7)	0.4 (0.4)	1,559 (1,382)	91.9 (90.6)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況（有価証券報告書作成会社のみ回答）

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議 されている	1,030 (967)	48.8 (48.9)	950 (883)	47.8 (47.7)	80 (84)	66.1 (65.6)	978 (900)	49.6 (49.0)	52 (67)	37.7 (46.9)
2. 報告事項として付議 されている	415 (334)	19.7 (16.9)	390 (316)	19.6 (17.1)	25 (18)	20.7 (14.1)	387 (309)	19.6 (16.8)	28 (25)	20.3 (17.5)
3. 付議されていない	666 (677)	31.5 (34.2)	649 (651)	32.6 (35.2)	16 (26)	13.2 (20.3)	608 (626)	30.8 (34.1)	58 (51)	42.0 (35.7)
回答社数	2,111 (1,978)		1,989 (1,850)		121 (128)		1,973 (1,835)		138 (143)	

・決算短信と比べると少ないものの(問 7-2 参照)、「1.決議事項として付議」と「2.報告事項として付議」を合わせると 68.5%となり(2.7 ポイント増)、前回と同様、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている。

問 8-3 監査役の有価証券報告書の監査（有価証券報告書作成会社のみ回答）

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	1,571 (1,399)	74.4 (70.7)	1,472 (1,299)	74.0 (70.2)	98 (100)	81.0 (78.1)	1,480 (1,302)	75.0 (71.0)	91 (97)	65.9 (67.8)
2. 監査していない	540 (579)	25.6 (29.3)	517 (551)	26.0 (29.8)	23 (28)	19.0 (21.9)	493 (533)	25.0 (29.0)	47 (46)	34.1 (32.2)
回答社数	2,111 (1,978)		1,989 (1,850)		121 (128)		1,973 (1,835)		138 (143)	

・有価証券報告書を「1.監査している」会社は全体で 74.4%(3.7 ポイント増)あり、およそ 4 社のうち 3 社の割合で監査を実施している。

問 8-4 有価証券報告書の監査内容（複数回答可）

（問 8-3 で「1. 監査している」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	564 (579)	35.9 (41.4)	529 (531)	35.9 (40.9)	35 (48)	35.7 (48.0)	534 (529)	36.1 (40.6)	30 (50)	33.0 (51.5)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	945 (836)	60.2 (59.8)	873 (764)	59.3 (58.8)	72 (72)	73.5 (72.0)	897 (781)	60.6 (60.0)	48 (55)	52.7 (56.7)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	871 (806)	55.4 (57.6)	817 (738)	55.5 (56.8)	54 (68)	55.1 (68.0)	823 (758)	55.6 (58.2)	48 (48)	52.7 (49.5)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	1,112 (954)	70.8 (68.2)	1,062 (903)	72.1 (69.5)	49 (51)	50.0 (51.0)	1,062 (901)	71.8 (69.2)	50 (53)	55.0 (54.6)
回答社数	1,571 (1,399)		1,472 (1,299)		98 (100)		1,480 (1,302)		91 (97)	

・「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」は全体で70.8%、上場会社で71.8%あり、大きな割合を占めている。

・「2.有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」会社が全体で60.2%あった。

問 9 定時株主総会における監査役の報告等

問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	3,306 (2,754)	89.9 (81.8)	2,739 (2,293)	91.1 (82.7)	541 (442)	84.4 (77.3)	1,951 (1,646)	98.5 (89.4)	1,355 (1,108)	79.8 (72.7)
2. 行わなかった	371 (613)	10.1 (18.2)	269 (480)	8.9 (17.3)	100 (130)	15.6 (22.7)	29 (196)	1.5 (10.6)	342 (417)	20.2 (27.3)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

・監査役からの口頭報告を行った会社は全体で約 9 割(89.9%)あり、前回調査から 8.1 ポイント増加した。特に上場会社では顕著な増加(9.1 ポイント増)が見られ、98.5%とほぼ全ての会社で口頭報告を行った。

問 9-2 株主総会における監査役の口頭報告の変更

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告するなど、工夫した	500	15.1	408	14.9	85	15.7	308	15.8	192	14.2
2. 従来と特に変更を加えなかった	2,806	84.9	2,331	85.1	456	84.3	1,643	84.2	1,163	85.8
回答社数	3,306		2,739		541		1,951		1,355	

・全体で約 85% (84.9%) の会社において、特に変更は加えなかったが、「1. 監査の方法や結果の報告をやや詳細に報告するなど、工夫した」会社が全体で 15.1% あった。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	133 (110)	3.6 (3.3)	120 (95)	4.0 (3.4)	13 (14)	2.0 (2.4)	115 (95)	5.8 (5.2)	18 (15)	1.1 (1.0)
2. なかった	3,544 (3,257)	96.4 (96.7)	2,888 (2,678)	96.0 (96.6)	628 (558)	98.0 (97.6)	1,865 (1,747)	94.2 (94.8)	1,679 (1,510)	98.9 (99.0)
回答社数	3,677 (3,367)		3,008 (2,773)		641 (572)		1,980 (1,842)		1,697 (1,525)	

・質問があった会社は、ほぼ前回と同じく少数にとどまった(全体で 3.6%)。

問9-4 株主総会における監査役に関連した質問内容（複数回答可）

（問9-3で「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成21年10月実施の第10回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 重点監査項目について	1 (8)	0.8 (7.3)	0 (6)	0.0 (6.3)	1 (1)	7.7 (7.1)	0 (5)	0.0 (5.3)	1 (3)	5.6 (20.0)
2. 実査・往査について	7 (5)	5.3 (4.5)	5 (3)	4.2 (3.2)	2 (2)	15.4 (14.3)	6 (3)	5.2 (3.2)	1 (2)	5.6 (13.3)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	6 (5)	4.5 (4.5)	5 (5)	4.2 (5.3)	1 (0)	7.7 (0.0)	5 (5)	4.3 (5.3)	1 (0)	5.6 (0.0)
4. 監査体制について	13 (8)	9.8 (7.3)	12 (5)	10.0 (5.3)	1 (3)	7.7 (21.4)	11 (5)	9.6 (5.3)	2 (3)	11.1 (20.0)
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	2	1.5	2	1.7	0	0.0	2	1.7	0	0.0
6. 取締役会の出席について	13 (8)	9.8 (7.3)	13 (7)	10.8 (7.4)	0 (1)	0.0 (7.1)	13 (7)	11.3 (7.4)	0 (1)	0.0 (6.7)
7. 会計監査人の監査結果について	5 (4)	3.8 (3.6)	5 (4)	4.2 (4.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (4)	4.3 (4.2)	0 (0)	0.0 (0.0)
8. 会計監査人の独立性について	1	0.8	1	0.8	0	0.0	1	0.9	0	0.0
9. 会計監査人との連携について	1	0.8	1	0.8	0	0.0	1	0.9	0	0.0
10. 監査役会の運営・議題について	2 (0)	1.5 (0.0)	2 (0)	1.7 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (0)	1.7 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
11. 社外監査役の独立性について	6	4.5	6	5.0	0	0.0	6	5.2	0	0.0
12. 社外監査役の役割や意思疎通の状況等について	2	1.5	2	1.7	0	0.0	2	1.7	0	0.0
13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	9 (4)	6.8 (3.6)	7 (3)	5.8 (3.2)	2 (1)	15.4 (7.1)	9 (2)	7.8 (2.1)	0 (2)	0.0 (13.3)
14. 補欠監査役の選任について	2 (2)	1.5 (1.8)	2 (2)	1.7 (2.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	1.7 (2.1)	0 (0)	0.0 (0.0)
15. 監査役の監査結果について	12 (15)	9.0 (13.6)	10 (12)	8.3 (12.6)	2 (3)	15.4 (21.4)	8 (12)	7.0 (12.6)	4 (3)	22.2 (20.0)
16. 監査役の財務・会計に関する知見について	2	1.5	2	1.7	0	0.0	1	0.9	1	5.6
17. 役員報酬について	7	5.3	4	3.3	3	23.1	2	1.7	5	27.8
18. 監査役会監査報告の記載内容について	12	9.0	10	8.3	2	15.4	8	7.0	4	22.2

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
19. その他	69 (57)	51.9 (51.8)	63 (51)	52.5 (53.7)	6 (6)	46.2 (42.9)	62 (52)	53.9 (54.7)	7 (5)	38.9 (33.3)
回答社数	133 (110)		120 (95)		13 (14)		115 (95)		18 (15)	

- ・「19.その他」を除くと、「4.監査体制について」が全体で 9.8%、「6.取締役会の出席について」も 9.8%、「15. 監査役
の監査結果について」が全体で 9.0%、「18.監査役会監査報告の記載内容について」も 9.0%あり、比較的多
数を占めた。
- ・大会社以外の会社及び非上場会社では、「17.役員報酬について」がそれぞれ 23.1%、27.8%あり、「19.その他」
を除くと最も多くなっている。

問 9-5 株主総会における監査役に関する質問への回答（問 9-3 で「1. あった」を選択した会社のみ 回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が回答した	88 (81)	66.2 (73.6)	79 (67)	65.8 (70.5)	9 (14)	69.2 (100.0)	73 (68)	63.5 (71.6)	15 (13)	83.3 (86.7)
2. 監査役は回答しなかつ た	45 (29)	33.8 (26.4)	41 (28)	34.2 (29.5)	4 (0)	30.8 (0.0)	42 (27)	36.5 (28.4)	3 (2)	16.7 (13.3)
回答社数	133 (110)		120 (95)		13 (14)		115 (95)		18 (15)	

- ・「1.監査役が回答した」が全体で 66.2%を占めた。

Ⅲ 監査役（会）の日常監査について

問 10 取締役会における発言状況等

問 10-1 取締役会における監査役の発言状況（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	613	16.7	513	17.1	96	15.0	360	18.2	253	14.9
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	3,153	85.7	2,600	86.4	532	83.0	1,845	93.2	1,308	77.1
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	911	24.8	722	24.0	178	27.8	353	17.8	558	32.9
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	26	0.7	16	0.5	9	1.4	6	0.3	20	1.2
5. その他	32	0.9	22	0.7	9	1.4	9	0.5	23	1.4
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

・全体の 8 割以上 (85.7%) の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、取締役会において必要とあれば十分発言していることがわかる。

・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」はほとんどなかった(0.7%)。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	3,082	83.8	2,531	84.1	527	82.2	1,682	84.9	1,400	82.5
2. 経営判断原則の履行の充分性	2,212	60.2	1,828	60.8	367	57.3	1,301	65.7	911	53.7
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	3,176	86.4	2,616	87.0	541	84.4	1,744	88.1	1,432	84.4
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	626	17.0	516	17.2	104	16.2	350	17.7	276	16.3
5. 同業他社における対応、それとの差異	423	11.5	360	12.0	57	8.9	259	13.1	164	9.7
6. 業務執行の当・不当を質す観点	1,540	41.9	1,235	41.1	291	45.4	872	44.0	668	39.4
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,491	40.5	1,176	39.1	303	47.3	822	41.5	669	39.4
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	1,405	38.2	1,144	38.0	250	39.0	803	40.6	602	35.5
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,284	34.9	1,104	36.7	174	27.1	911	46.0	373	22.0
10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	720	19.6	616	20.5	96	15.0	480	24.2	240	14.1
11. その他	224	6.1	180	6.0	41	6.4	121	6.1	103	6.1
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

- ・8 割以上(全体:86.4%、大会社:87.0%、上場会社:88.1%)が「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」について発言している。次いで「1.法令・定款への遵守性」が 8 割以上、「2.経営判断原則の履行の充分性」が 6 割と多数を占めた。
- ・「6.業務執行の当・不当を質す観点」(41.9%)、「7.予算・収益計画の進捗を質す観点」(40.5%)、「8.経営上のリスクテイクを促す観点」(38.2%)については、全体でそれぞれ約 4 割を占めている。
- ・上場会社においては、「9.株主に与える影響、株主利益の視点」が 46.0%、「10.株主以外のステークホルダーの利益の視点」が 24.2%であり、他の会社形態と比較して多くを占めていた。

問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 議長からの求めに応じて発言している	395	10.7	327	10.9	64	10.0	216	10.9	179	10.5
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,208	60.0	1,826	60.7	362	56.5	1,100	55.6	1,108	65.3
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	165	4.5	128	4.3	33	5.1	49	2.5	116	6.8
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	31	0.8	23	0.8	8	1.2	13	0.7	18	1.1
5. その他	53	1.4	42	1.4	9	1.4	19	1.0	34	2.0
6. 社外取締役はいない	1,191	32.4	968	32.2	220	34.3	784	39.6	407	24.0
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

・「6. 社外取締役はいない」を除いて社外取締役がいる会社で計算すると、88.8%が「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」を選択しており、社外取締役を設置している会社では、社外取締役も取締役会において積極的に発言していることがうかがえる。

問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 法令・定款への遵守性	1,095	29.8	905	30.1	177	27.6	583	29.4	512	30.2
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,355	36.9	1,130	37.6	216	33.7	702	35.5	653	38.5
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	1,842	50.1	1,545	51.4	281	43.8	911	46.0	931	54.9
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	391	10.6	313	10.4	73	11.4	188	9.5	203	12.0
5. 同業他社における対応、それとの差異	670	18.2	557	18.5	109	17.0	345	17.4	325	19.2
6. 業務執行の当・不当を質す観点	830	22.6	686	22.8	134	20.9	435	22.0	395	23.3
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,258	34.2	1,013	33.7	233	36.3	529	26.7	729	43.0
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	974	26.5	808	26.9	158	24.6	503	25.4	471	27.8
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	843	22.9	707	23.5	130	20.3	427	21.6	416	24.5
10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	378	10.3	326	10.8	48	7.5	237	12.0	141	8.3
11. その他	227	6.2	171	5.7	51	8.0	109	5.5	118	7.0
12. 社外取締役はいない	1,245	33.9	1,012	33.6	230	35.9	820	41.4	425	25.0
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

- ・監査役と同様に「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が最も多くなっている。(問 10-2 参照)
- ・監査役では 8 割を超えた「1.法令・定款への遵守性」については、「12. 社外取締役はいない」を除いて計算すると 45.0%となり、5 割を切っている。
- ・社外取締役がいる上場会社では「9.株主に与える影響、株主利益の視点」が 36.8%、「10. 株主以外のステークホルダーの利益の視点」が 20.4%であった。

問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある	951	25.9	756	25.1	189	29.5	593	29.9	358	21.1
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて取締役会において監査役が指摘しなければならない事態は生じていない	1,008	27.4	807	26.8	193	30.1	437	22.1	571	33.6
3. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	997	27.1	875	29.1	114	17.8	631	31.9	366	21.6
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	16	0.4	11	0.4	4	0.6	9	0.5	7	0.4
5. 監査役が指摘しなければならないような状況は生じていない	662	18.0	523	17.4	135	21.1	295	14.9	367	21.6
6. その他	43	1.2	36	1.2	6	0.9	15	0.8	28	1.6
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

- ・「1.取締役会の決定に影響を与えたことがある」会社が全体で25.9%あった。上場会社では約3割(29.9%)に達した。決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めてもらえる会社は合わせて54.5%あった。
- ・「4.監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は0.4%とほとんどなかった。

問 10-6 将来会社において重大な問題に発展するおそれのある個別事象に対する監査役の対応
(複数回答可)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	1,451	39.5	1,220	40.6	220	34.3	819	41.4	632	37.2
2. 関係する取締役から事情を聞いた	1,540	41.9	1,282	42.6	245	38.2	883	44.6	657	38.7
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	1,103	30.0	901	30.0	193	30.1	606	30.6	497	29.3
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	832	22.6	681	22.6	149	23.2	449	22.7	383	22.6
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	591	16.1	465	15.5	122	19.0	329	16.6	262	15.4
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	216	5.9	177	5.9	37	5.8	116	5.9	100	5.9
7. 上記以外の対応	49	1.3	42	1.4	7	1.1	31	1.6	18	1.1
8. そのような局面に遭遇することはなかった	1,716	46.7	1,400	46.5	303	47.3	898	45.4	818	48.2
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

- ・問題が起こった場合の対応としては、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」(39.5%)及び「2.関係する取締役から事情を聞いた」(41.9%)が約4割あり、このように情報収集に努めるものが多かった。
- ・「6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった」は少数(5.9%)であり何らかの対応をしている。

問 11 会計監査人の報酬及び選任等の同意プロセス

問 11-1 会計監査人設置会社

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人設置会社である	3,216	87.5	2,997	99.6	202	31.5	1,971	99.5	1,245	73.4
2. 会計監査人設置会社ではない	461	12.5	11	0.4	439	68.5	9	0.5	452	26.6
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

問 11-2 会計監査人の報酬額同意にあたっての担当取締役等からの情報提供の有無

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	3,037 (2,361)	94.4 (93.4)	2,841 (—)	94.8 (—)	179 (—)	88.6 (—)	1,886 (1,541)	95.7 (95.5)	1,151 (820)	92.4 (89.6)
2. なかった	179 (167)	5.6 (6.6)	156 (—)	5.2 (—)	23 (—)	11.4 (—)	85 (72)	4.3 (4.5)	94 (95)	7.6 (10.4)
回答社数	3,216 (2,528)		2,997 (—)		202 (—)		1,971 (1,613)		1,245 (915)	

・全体では 94.4%、上場会社では 95.7%と多くの会社において、担当取締役等から事前の情報提供があった。

問 11-3 担当取締役等からの情報提供の時期（複数回答可）

(問 11-2 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	371 (284)	12.2 (12.0)	342 (—)	12.0 (—)	28 (—)	15.6 (—)	234 (181)	12.4 (11.7)	137 (103)	11.9 (12.6)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	903 (650)	29.7 (27.5)	844 (—)	29.7 (—)	57 (—)	31.8 (—)	554 (419)	29.4 (27.2)	349 (231)	30.3 (28.2)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	980 (605)	32.3 (25.6)	914 (—)	32.2 (—)	59 (—)	33.0 (—)	671 (422)	35.6 (27.4)	309 (183)	26.8 (22.3)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,328 (822)	43.7 (34.8)	1,265 (—)	44.5 (—)	54 (—)	30.2 (—)	856 (519)	45.4 (33.7)	472 (303)	41.0 (37.0)
回答社数	3,037 (2,361)		2,841 (—)		179 (—)		1,886 (1,541)		1,151 (820)	

・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」がほとんど全ての会社で 4 割を超え(43.7%)、最も多かった。過去の調査実施時よりも 8.9 ポイント増加している。

・その一方で、「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」も全体で 32.3%あり、報酬額の折衝においても監査役の関与がなされていることが読み取れる。

・「1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は 12.2%、「2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は 29.7%あった。

◎担当取締役からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する

監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	371 (284)	12.2 (12.0)	342 (—)	12.0 (—)	28 (—)	15.6 (—)	234 (181)	12.4 (11.7)	137 (103)	11.9 (12.6)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	812 (650)	26.7 (27.5)	758 (—)	26.7 (—)	52 (—)	29.1 (—)	482 (419)	25.6 (27.2)	330 (231)	28.7 (28.2)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	824 (605)	27.1 (25.6)	765 (—)	26.9 (—)	53 (—)	29.6 (—)	550 (422)	29.2 (27.4)	274 (183)	23.8 (22.3)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,024 (822)	33.7 (34.8)	972 (—)	34.2 (—)	45 (—)	25.1 (—)	619 (519)	32.8 (33.7)	405 (303)	35.2 (37.0)
選択なし	6 (0)	0.2 (0.0)	4 (0)	0.1 (0.0)	1 (0)	0.6 (0.0)	1 (0)	0.1 (0.0)	5 (0)	0.4 (0.0)
回答社数	3,037 (2,361)		2,841 (—)		179 (—)		1,886 (1,541)		1,151 (820)	

・担当取締役等からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「1」(全体 0.2 ポイント増の 12.2%、上場 0.7 ポイント増の 12.4%)と「3」(全体 1.5 ポイント増の 27.1%、上場 1.8 ポイント増の 29.2%)が増加し、「2」(全体 0.8 ポイント減の 26.7%、上場会社 1.6 ポイント減の 25.6%)と「4」(全体 1.1 ポイント減の 33.7%、上場会社 0.9 ポイント減の 32.8%)が減少しており、わずかではあるが、担当取締役等からの情報提供時期の早期化がみられる。

・しかしながら、昨年調査よりは若干減少したものの「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く(全体 1.1 ポイント減の 33.7%、上場会社 0.9 ポイント減の 32.8%)、会計監査人の報酬に関して、監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-4 監査役が会計監査人の報酬額に同意するにあたっての会計監査人からの情報提供(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	1,979 (1,330)	61.6 (52.6)	1,853 (—)	61.8 (—)	114 (—)	56.4 (—)	1,221 (890)	62.0 (55.2)	758 (440)	60.9 (48.1)
2. なかった	1,236 (1,198)	38.4 (47.4)	1,143 (—)	38.2 (—)	88 (—)	43.6 (—)	749 (723)	38.0 (44.8)	487 (475)	39.1 (51.9)
回答社数	3,215 (2,528)		2,996 (—)		202 (—)		1,970 (1,613)		1,245 (915)	

・会計監査人から情報提供があった会社は、全体で 6 割程度(61.6%)あり過去の調査データと比べて増加傾向(9.0 ポイント増)にある。ただし、担当取締役等からの情報提供に比べて少なくなっている(問 11-2 参照)。

問 11-5 会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

（問 11-4 で、「1. あった」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	306 (185)	15.5 (13.9)	286 (—)	15.4 (—)	19 (—)	16.7 (—)	187 (118)	15.3 (13.3)	119 (67)	15.7 (15.2)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	586 (418)	29.6 (31.4)	547 (—)	29.5 (—)	38 (—)	33.3 (—)	354 (284)	29.0 (31.9)	232 (134)	30.6 (30.5)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	556 (455)	28.1 (34.2)	513 (—)	27.7 (—)	37 (—)	32.5 (—)	375 (338)	30.7 (38.0)	181 (117)	23.9 (26.6)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	670 (543)	33.9 (40.8)	634 (—)	34.2 (—)	29 (—)	25.4 (—)	418 (362)	34.2 (40.7)	252 (181)	33.2 (41.1)
回答社数	1,979 (1,330)		1,853 (—)		114 (—)		1,221 (890)		758 (440)	

- ・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 33.9%と最も多かった。
- ・「1.報酬原案(当初案)が作成される前の段階」は 15.5%、「2.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」は 29.6%あった。

◎会計監査人からの「最初の」情報提供の時期

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する

監査役等の関与に関するインターネット・アンケート結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	306 (185)	15.5 (13.9)	286 (—)	15.4 (—)	19 (—)	16.7 (—)	187 (118)	15.3 (13.3)	119 (67)	15.7 (15.2)
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	556 (381)	28.1 (28.6)	520 (—)	28.1 (—)	35 (—)	30.7 (—)	332 (257)	27.2 (28.9)	224 (124)	29.6 (28.2)
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	507 (355)	25.6 (26.7)	469 (—)	25.3 (—)	33 (—)	28.9 (—)	334 (258)	27.4 (29.0)	173 (97)	22.8 (22.0)
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	605 (409)	30.6 (30.8)	573 (—)	30.9 (—)	27 (—)	23.7 (—)	365 (257)	29.9 (28.9)	240 (152)	31.7 (34.5)
選択なし	5 (—)	0.3 (—)	5 (—)	0.3 (—)	0 (—)	0.0 (—)	3 (—)	0.2 (—)	2 (—)	0.3 (—)
回答社数	1,979 (1,330)		1,853 (—)		114 (—)		1,221 (890)		758 (440)	

・会計監査人からの「最初の」情報提供の時期については、選択肢「1」が増加し(全体1.6ポイント増の15.5%、上場2.0ポイント増の15.3%)、「2」(全体0.5ポイント減の28.1%、上場1.7ポイント減の27.2%)と「3」(全体1.1ポイント減の25.6%、上場1.6ポイント減の27.4%)が減少しており、わずかながら、会計監査人からの情報提供時期の早期化がみられる

・しかしながら、「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く約3割を占めており(全体0.2ポイント減の30.6%、上場1.0ポイント増の29.9%)、会計監査人の報酬同意に関し、監査役のより積極的な関与が望まれる。

問 11-6 監査役会による、執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 十分把握していた	957	29.8	896	29.9	58	28.7	604	30.7	353	28.4
2. ある程度把握していた	1,924	59.8	1,792	59.8	119	58.9	1,197	60.8	727	58.4
3. 把握は不十分であった	240	7.5	223	7.4	17	8.4	122	6.2	118	9.5
4. 全く把握していなかった	94	2.9	85	2.8	8	4.0	47	2.4	47	3.8
回答社数	3,215		2,996		202		1,970		1,245	

・全体で「1.十分把握していた」、「2.ある程度把握していた」の合計は89.6%となり、充分性に差はあるものの、監査役会は執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していたことがうかがえる。

問 11-7 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議されている	903	28.1	811	27.1	89	44.1	595	30.2	308	24.7
2. 報告事項として付議されている	495	15.4	457	15.3	35	17.3	296	15.0	199	16.0
3. 付議されていない	1,817	56.5	1,728	57.7	78	38.6	1,079	54.8	738	59.3
回答社数	3,215		2,996		202		1,970		1,245	

・「3.付議されていない」会社が56.5%と最も多く、6割近くを占めている。

問 11-8 会計監査人の選任又は再任

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 今期新たに選任した	136	4.2	108	3.6	27	13.4	81	4.1	55	4.4
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	2,958	92.0	2,775	92.6	169	83.7	1,825	92.6	1,133	91.0
3. その他	121	3.8	113	3.8	6	3.0	64	3.2	57	4.6
回答社数	3,215		2,996		202		1,970		1,245	

問 11-9 会計監査人の選任議案の決定プロセス（問 11-8 で「1. 今期新たに選任した」を選択した会社のみ回答）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した	6	4.4	5	4.6	1	3.7	5	6.2	1	1.8
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した	21	15.4	17	15.7	3	11.1	11	13.6	10	18.2
3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した	109	80.1	86	79.6	23	85.2	65	80.2	44	80.0
回答社数	136		108		27		81		55	

・監査役が何らかの関与をしている会社は約2割あった(「1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した」、「2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上選定した」の合計)。

問 11-10 会計監査人の「再任」に関する監査役会における審議等（問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役会で審議した	1,233	41.7	1,165	42.0	58	34.3	836	45.8	397	35.0
2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った	961	32.5	891	32.1	67	39.6	552	30.2	409	36.1
3. 監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない	764	25.8	719	25.9	44	26.0	437	23.9	327	28.9
回答社数	2,958		2,775		169		1,825		1,133	

・法律では求められていないものの「1.監査役会で審議した」(41.7%)及び「2.監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った」(32.5%)を合わせると74.2%となり、4社中3社の割合で、会計監査人の再任に際し何らかの審議を行っている。

問 11-11 会計監査人の「再任」に関する監査役会の同意書（問 11-8 で「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」を選択した会社のみ回答）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 同意依頼書を書面で受領し、監査役会の同意書を書面で提出した	764	25.8	722	26.0	38	22.5	420	23.0	344	30.4
2. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領し、監査役会の同意書は書面で提出した	188	6.4	177	6.4	11	6.5	131	7.2	57	5.0
3. 書面でも口頭でも同意を依頼されていないが、監査役会の同意書を書面で提出した	95	3.2	91	3.3	3	1.8	63	3.5	32	2.8
4. 書面で同意依頼書を受領してはいないが口頭で同意の依頼を受領し、書面ではないものの監査役会として同意の旨を口頭で伝えた	979	33.1	904	32.6	71	42.0	626	34.3	353	31.2
5. その他	932	31.5	881	31.7	46	27.2	585	32.1	347	30.6
回答社数	2,958		2,775		169		1,825		1,133	

・全体で 25.8%の会社が、会計監査人の再任に当たり、双方間で書面のやり取りを行っている。

・選択肢「1」～「4」がそれぞれ 25.8%、6.4%、3.2%、33.1%で合計 68.5%となり約 7 割の会社で書面にしろ口頭にしろ、何らかの対応を行っている。

問 12 財務報告内部統制報告制度への対応

問 12-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 提出会社である	2,036	55.4	1,929	64.1	106	16.5	1,972	99.6	64	3.8
2. 提出会社ではない	1,641	44.6	1,079	35.9	535	83.5	8	0.4	1,633	96.2
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

（問 12-1 で「1. 提出会社である」を選択した会社のみ回答）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	1,819	89.3	1,730	89.7	88	83.0	1,771	89.8	48	75.0
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した	742	36.4	707	36.7	35	33.0	725	36.8	17	26.6
3. 四半期に 1 回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	1,395	68.5	1,321	68.5	74	69.8	1,376	69.8	19	29.7
4. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	1,197	58.8	1,145	59.4	51	48.1	1,163	59.0	34	53.1
5. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	630	30.9	602	31.2	28	26.4	620	31.4	10	15.6
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	631	31.0	600	31.1	30	28.3	621	31.5	10	15.6
回答社数	2,036		1,929		106		1,972		64	

- ・「1.財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた」が全体で約 9 割(89.3%)と最も多かった。
- ・続いて「3.四半期に 1 回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた」が全体で 7 割近く(68.5%)を占めた。
- ・「4.定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)」が 6 割近く(58.8%)を占めた。選択肢 5 の「口頭で」(30.9%)の受領も含めると、9 割近くの会社が経過報告を受けている。

問 13 監査役（会）の権限及び監査環境

問 13-1 会社法で規定されている監査役（会）の権限のうち、とくに有効だと思うもの（複数回答可）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 事業報告請求権、業務・財産状況調査権(会社法 381 条 2 項)	3,423	93.1	2,792	92.8	603	94.1	1,827	92.3	1,596	94.0
2. 子会社に対する事業報告請求権、業務・財産調査権(会社法 381 条 3 項)	2,680	72.9	2,329	77.4	329	51.3	1,616	81.6	1,064	62.7
3. 会計監査人に対する報告請求権(会社法 397 条 2 項)	2,952	80.3	2,600	86.4	332	51.8	1,728	87.3	1,224	72.1
4. 取締役会の招集請求権及び招集権(会社法 383 条 2 項、3 項)	2,059	56.0	1,692	56.3	352	54.9	1,127	56.9	932	54.9
5. 監査役の選任議案の同意権(会社法 343 条 1 項、3 項)	2,733	74.3	2,276	75.7	434	67.7	1,534	77.5	1,199	70.7
6. 各監査役の報酬等の協議による決定権(会社法 387 条 2 項)	1,946	52.9	1,635	54.4	290	45.2	1,137	57.4	809	47.7
7. 監査費用請求権(会社法 388 条)	2,253	61.3	1,875	62.3	356	55.5	1,251	63.2	1,002	59.0
8. 会計監査人の選任議案の同意(会社法 344 条 1 項 1 号、3 項)	2,452	66.7	2,164	71.9	271	42.3	1,448	73.1	1,004	59.2
9. 会計監査人の報酬等に対する同意(会社法 399 条 1 項、2 項)	2,412	65.6	2,153	71.6	243	37.9	1,444	72.9	968	57.0
10. 取締役の違法行為差止請求権(会社法 385 条 1 項)	2,879	78.3	2,380	79.1	480	74.9	1,595	80.6	1,284	75.7
11. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容の相当性の判断(会社法施行規則 129 条 1 項 5 号、130 条 2 項 2 号、118 条 2 号)	2,658	72.3	2,253	74.9	392	61.2	1,478	74.6	1,180	69.5
12. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に関する事業報告記載事項についての監査役(会)監査報告における意見表明(会社法施行規則 129 条 1 項 6 号、130 条 2 項 2 号、118 条 3 号)	1,687	45.9	1,414	47.0	264	41.2	961	48.5	726	42.8
13. 会計監査人の監査の方法又は結果の相当性の判断(会社計算規則 127 条 2 号、128 条 2 項 2 号)	2,495	67.9	2,229	74.1	253	39.5	1,488	75.2	1,007	59.3
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

・全体で7割以上を占めたものは、「1.事業報告請求権、業務・財産状況調査権(会社法 381 条 2 項)」(93.1%)、「3. 会計監査人に対する報告請求権(会社法 397 条 2 項)」(80.3%)、「10.取締役の違法行為差止請求権(会社法 385 条 1 項)」(78.3%)の順に多かった。

・「5. 監査役の選任議案の同意権(会社法 343 条 1 項、3 項)」も 74.3%と多数を占めた。

問 13-2 監査役の監査環境の整備

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 十分に理解を得られている	1,590	43.2	1,342	44.6	236	36.8	888	44.8	702	41.4
2. ある程度理解を得られている	1,832	49.8	1,467	48.8	352	54.9	962	48.6	870	51.3
3. あまり理解を得られていない	239	6.5	187	6.2	49	7.6	122	6.2	117	6.9
4. 全く理解を得られていない	16	0.4	12	0.4	4	0.6	8	0.4	8	0.5
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

・「1.十分に理解を得られている」(43.2%)、「2. ある程度理解を得られている」(49.8%)を合わせると、9 割以上(93.0%)の会社で執行部門からの理解を得られている。

問 13-3 監査役への報告体制について

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 体制の構築も運用も十分になされている	1,666	45.3	1,433	47.6	222	34.6	947	47.8	719	42.4
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	1,473	40.1	1,229	40.9	237	37.0	818	41.3	655	38.6
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	538	14.6	346	11.5	182	28.4	215	10.9	323	19.0
回答社数	3,677		3,008		641		1,980		1,697	

・全体では「1.体制の構築も運用も十分になされている」が 45.3%と最も多い。しかし、「2.体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 40.1%、「3. 体制の構築も運用も十分とはいえない」も 14.6%あり、運用面において課題を感じている状況がうかがえる。

・大会社以外の会社では、「3.体制の構築も運用も十分とはいえない」が約 3 割(28.4%)あった。

問 14 監査役の報酬

問 14-1 監査役の報酬等の制度（複数回答可）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 月額報酬 （定額基本給＋業績連動給） （%）	7.0 (6.3)	7.5 (6.7)	4.3 (4.7)	7.7 (0.0)	6.5 (6.5)	7.6 (6.0)
2. 月額報酬 （定額基本給のみ）（%）	93.1 (93.4)	92.5 (93.0)	96.0 (95.2)	92.3 (100.0)	93.6 (93.4)	92.6 (93.4)
3. 賞与の支給制度（%）	22.5 (21.8)	23.7 (23.1)	16.8 (15.6)	15.4 (14.3)	23.4 (23.3)	21.4 (19.9)
4. 退職慰労金の支給制度（%）	35.4 (34.3)	35.4 (34.5)	34.4 (32.6)	57.7 (52.4)	28.6 (28.3)	43.3 (41.5)
5. ストック・オプションの支給制 度（%）	4.2 (3.9)	4.1 (3.6)	5.0 (5.9)	0.0 (0.0)	5.2 (4.8)	3.0 (2.9)
回答社数	3,637 (3,327)	2,986 (2,748)	625 (558)	26 (21)	1,969 (1,830)	1,668 (1,497)

（無回答 40 社は除いて集計）

- ・昨年大幅に減少した「3. 賞与の支給制度」がある会社が 22.5% (0.7%増)と微増した。
- ・「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は 1.1 ポイント増加し、35.4%になった。

問 14-2 監査役への賞与の支給（問 14-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答）

（カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果）

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 監査役への賞与の 支給があった（%）	70.5 (67.7)	68.3 (65.4)	84.8 (83.9)	100.0 (100.0)	62.3 (60.9)	81.2 (77.5)
2. 監査役への賞与の 支給はなかった（%）	29.5 (32.3)	31.7 (34.6)	15.2 (16.1)	0.0 (0.0)	37.7 (39.1)	18.8 (22.5)
回答社数	818 (725)	709 (635)	105 (87)	4 (3)	461 (427)	357 (298)

- ・「1. 監査役への賞与の支給があった」が 2.8 ポイント増加し 70.5%となった。支給制度を採用している会社では実際に支給されているケースが多い。

問 14-3 監査役の年額報酬額

(社内常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	0.4 (0.9)	0.3 (0.7)	1.4 (2.2)	0.0 (7.1)	0.3 (0.8)	0.4 (1.1)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	1.9 (2.3)	1.1 (1.5)	9.6 (8.6)	4.8 (0.0)	2.1 (1.9)	1.8 (3.1)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	36.1 (22.4)	35.7 (19.9)	41.8 (40.9)	14.3 (35.7)	19.5 (20.0)	55.0 (26.9)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	30.6 (38.8)	29.7 (38.3)	39.1 (42.2)	47.6 (35.7)	32.2 (33.9)	28.9 (48.0)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	17.8 (21.9)	19.0 (23.9)	6.8 (5.8)	9.5 (21.4)	24.7 (24.4)	9.9 (17.0)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	10.1 (10.6)	10.9 (12.0)	1.1 (0.3)	23.8 (0.0)	16.2 (14.5)	3.1 (3.4)
7. 3,000 万円以上 (%)	3.0 (3.1)	3.3 (3.5)	0.3 (0.0)	0.0 (0.0)	5.0 (4.5)	0.8 (0.6)
合計人数 (人)	3,940 (2,903)	3,553 (2,564)	366 (325)	21 (14)	2,094 (1,898)	1,846 (1,005)

(無回答 155 社は除いて集計)

(社外常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	2.6 (4.9)	2.3 (4.1)	5.4 (8.2)	0.0 (12.5)	3.2 (4.0)	2.3 (5.9)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	6.7 (11.0)	4.8 (9.0)	21.1 (19.5)	0.0 (25.0)	9.6 (11.1)	5.1 (10.9)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	48.8 (28.1)	49.9 (25.8)	42.1 (39.5)	0.0 (0.0)	25.6 (26.9)	61.8 (29.5)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	25.2 (33.7)	24.9 (34.6)	26.8 (30.1)	50.0 (25.0)	29.8 (28.1)	22.5 (39.9)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	11.7 (15.5)	12.7 (18.4)	4.2 (2.0)	16.7 (25.0)	20.6 (19.1)	6.7 (11.5)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	4.6 (6.4)	5.1 (7.6)	0.4 (0.8)	33.3 (12.5)	10.4 (10.3)	1.4 (2.1)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.4 (0.4)	0.4 (0.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.8 (0.5)	0.1 (0.3)
合計人数 (人)	2,174 (1,429)	1,907 (1,165)	261 (256)	6 (8)	781 (750)	1,393 (679)

(無回答 155 社は除いて集計)

(社内非常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	30.2 (28.9)	25.4 (25.1)	31.3 (33.9)	81.3 (75.0)	15.6 (18.3)	52.5 (45.5)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	40.1 (37.7)	42.0 (39.0)	41.8 (37.5)	15.6 (16.7)	48.0 (42.8)	27.9 (29.5)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	22.5 (24.2)	24.5 (25.4)	20.9 (23.2)	3.1 (8.3)	28.7 (30.9)	12.8 (13.6)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	3.7 (6.6)	4.2 (7.5)	3.0 (3.6)	0.0 (0.0)	4.4 (5.4)	2.8 (8.5)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	2.6 (2.4)	3.1 (2.7)	1.5 (1.8)	0.0 (0.0)	2.9 (2.2)	2.2 (2.8)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	0.9 (0.2)	0.8 (0.3)	1.5 (0.0)	0.0 (0.0)	0.4 (0.4)	1.7 (0.0)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
合計人数 (人)	454 (454)	355 (374)	67 (56)	32 (24)	275 (278)	179 (176)

(無回答 155 社は除いて集計)

(社外非常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ～200 万円未満 (%)	38.5 (39.6)	35.3 (37.1)	60.8 (56.7)	82.4 (93.8)	22.6 (24.6)	66.6 (66.2)
2. 200 万円～500 万円未満 (%)	39.5 (39.0)	40.8 (39.7)	31.6 (35.3)	3.9 (6.3)	49.5 (48.2)	21.8 (22.8)
3. 500 万円～1,000 万円未満 (%)	17.1 (16.2)	18.7 (17.7)	4.8 (5.0)	13.7 (0.0)	22.8 (21.7)	7.0 (6.3)
4. 1,000 万円～1,500 万円未満 (%)	4.0 (4.0)	4.3 (4.3)	2.1 (2.3)	0.0 (0.0)	4.6 (4.4)	3.0 (3.3)
5. 1,500 万円～2,000 万円未満 (%)	0.5 (0.9)	0.5 (1.0)	0.6 (0.5)	0.0 (0.0)	0.2 (0.8)	1.1 (1.2)
6. 2,000 万円～3,000 万円未満 (%)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.2 (0.1)
合計人数 (人)	6,003 (5,467)	5,287 (4,835)	665 (600)	51 (32)	3,833 (3,495)	2,170 (1,972)

(無回答 155 社は除いて集計)

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル

(社内常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	0.3 (4.5)	0.3 (4.8)	0.5 (1.9)	0.0 (0.0)	0.1 (6.2)	0.5 (0.9)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	0.1 (0.4)	0.1 (0.2)	0.5 (1.7)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.1 (0.9)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	4.8 (4.5)	5.2 (5.0)	1.2 (0.8)	8.0 (7.1)	0.5 (6.0)	8.6 (1.3)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	9.5 (10.0)	9.7 (10.6)	6.0 (4.6)	32.0 (35.7)	7.7 (10.9)	11.1 (8.0)
5. 取締役 (%)	32.3 (34.0)	32.1 (34.4)	35.2 (30.7)	20.0 (21.4)	41.2 (33.7)	24.6 (34.6)
6. 執行役員 (%)	19.1 (20.9)	20.0 (22.4)	11.2 (9.9)	4.0 (14.3)	28.7 (21.4)	11.0 (19.7)
7. 部長 (%)	11.4 (16.0)	10.1 (14.1)	25.2 (30.7)	0.0 (7.1)	14.1 (14.0)	9.2 (20.4)
8. その他 (%)	22.3 (9.8)	22.5 (8.5)	20.2 (19.6)	36.0 (14.3)	7.8 (7.8)	34.9 (14.3)
合計人数 (人)	4,653 (3,996)	4,208 (3,507)	420 (475)	25 (14)	2,153 (2,728)	2,500 (1,268)

(無回答 248 社は除いて集計)

・全体で 3 分の 1 以上 (32.3%) が取締役と同程度の報酬額であった。

(社外常勤)

(カッコ内は平成 21 年 10 月実施の第 10 回調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 取締役社長 (%)	7.8 (0.1)	8.7 (0.1)	0.8 (0.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	11.9 (0.2)
2. 取締役副社長 (執行役員副社長)(%)	7.2 (0.1)	7.9 (0.1)	1.8 (0.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	11.0 (0.2)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.3 (0.3)	0.3 (0.2)	0.8 (0.9)	0.0 (0.0)	0.3 (0.3)	0.3 (0.4)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	3.8 (5.6)	3.8 (5.8)	2.8 (3.3)	15.0 (29.4)	4.6 (5.1)	3.3 (6.2)
5. 取締役 (%)	13.4 (20.6)	13.0 (21.3)	14.7 (14.6)	45.0 (58.8)	19.5 (20.5)	10.2 (20.6)
6. 執行役員 (%)	8.0 (12.2)	8.3 (13.4)	5.8 (6.9)	5.0 (0.0)	13.4 (13.8)	5.1 (10.5)
7. 部長 (%)	9.5 (14.1)	8.4 (13.5)	18.5 (17.9)	5.0 (0.0)	13.6 (13.5)	7.4 (14.7)
8. その他 (%)	50.0 (47.0)	49.5 (45.6)	54.8 (55.8)	30.0 (11.8)	48.6 (46.8)	50.8 (47.2)
合計人数 (人)	3,441 (2,067)	3,027 (1,715)	394 (335)	20 (17)	1,200 (1,101)	2,241 (966)

(無回答 248 社は除いて集計)